

※アンダーラインを引いている部分が今回の改訂で改訂される箇所になります。

改訂書面：「特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款」

改訂日：平成 28 年 1 月 1 日改訂

旧	新
<p>(契約の解除)</p> <p>第6条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されま す。</p> <p>① お客様から租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 7 第 1 項 に定める特定口座廃止届出書の提出があったとき</p> <p>② <u>租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 7 第 3 項に定める特定 口座廃止届出書の提出があったとみなされたとき</u></p> <p>③ お客様が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する 非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定め に基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき</p> <p>④ お客様の相続人から租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 8 に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈 の手続きが完了したとき</p> <p>⑤ FX取引口座を解約することとなったとき</p> <p>(以下省略)</p> <p>平成 <u>22</u> 年 <u>7</u> 月 <u>24</u> 日</p>	<p>(契約の解除)</p> <p>第6条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されま す。</p> <p><u>1</u> お客様から租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 7 第 1 項に 定める特定口座廃止届出書の提出があったとき (削除)</p> <p><u>2</u> お客様が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する 非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定め に基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき</p> <p><u>3</u> お客様の相続人から租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 8 に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈 の手続きが完了したとき</p> <p><u>4</u> FX取引口座を解約することとなったとき</p> <p>(以下省略)</p> <p>平成 <u>28</u> 年 <u>1</u> 月 <u>1</u> 日</p>

以上